826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

359

大正
6. 4. 13
請求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

御代々御朱印之寫　五通

右ハ宝暦十一巳年御朱印改之右以差出之
御朱印五通之写紙包之表書之

山城國久我荘
石倉村之内弐拾
五石事如先々
可令全知行者也

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家綱 巖有院様

右丞相様

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

日
禄

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

目録

一 明和八年分 一冊
一 天明四辰年分 十一冊
一 寛政元酉年分 一冊
一 同丑年分 一冊
一 同九巳年分 一冊
一 同十一未年分 一冊
一 同十二申年分 一冊
一 享和二戌年分 一冊
一 同三亥年分 一冊
一 文化元子年分 一冊

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

目録

壱　一　明和八卯　同九辰　年分　三　四通

弐　一　天明四辰年分　十八　一　十通

三　一　寛政元酉年ゟ同四子年迄之分　六通

四　一　同五丑年分　一　五通

五　一　同九巳年分　三通

六　一　同十一未　十二申　年分　四通

七　一　享和二戌年分　三通

八　一　文政三寅　同四卯　年分　三通

九　一　書面類　四　六通

拾　一　文化八未年分　三通

拾壱　一　同十一戌年分　四通

拾弐　一　文政元寅年七月分　三通

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

四 一 同丑年分 一通

五 一 同九巳年分 三通

六 一 同十一未十二申年分 弐通

七 一 享和二戌年分 三通

八 一 文政三寅同四卯年分 三通

九 一 書面[illegible] 四 六通

拾 一 文化八未年分 三通

拾壱 一 同十一戌年分 四通

拾弐 一 文政元寅年七月分 三通

拾三 一 同年十二月分 弐通

拾四 一 同二卯年分 壱通

拾五 一 文政九戌年分 以上 弐通

一 同十一亥年分　四通

一 安永八亥年より同九月迄　三通

一 寛政元酉年十二月迄　六通

一 天明三卯年より同四辰年迄　三通

一 寛政九巳年分　一通

一 寛政二戌年分　三通

一 同十二申年迄　四通

一 同七卯年迄　三通

一 同八辰年分　一通

一 寛政五酉年より同十酉年迄　六通

一 天明四辰年分　七通

一 同八子年より同九丑年分　四通

[illegible]

奉願上口上書

某儀

御代々　御朱印頂戴仕来候

一　私先祖ゟ私迄代々

禁裏様執次役相勤候

其又日願之通ニ而　御暇被為下候

右京大夫殿ニ而御渡之文沢様与

悴子ニ而今般家督相続仕候甚以

難有願之儀ニ御座候得共何卒

宜御沙汰被為成下候様奉願上候以上

卯

四月

土山駿河守

奉願上口上書

一私先祖土山駿河守儀知行弐拾
五石
台徳院様　御朱印頂戴仕
罷在
禁裏様御用ニ而久々御奉公
仕候ニ付元和五未年九月十七日
禁裏様御奥向ゟ其節之
所司代板倉伊賀守殿江被
仰出伊賀守殿御沙汰被下候
處知行新ニ百石被下置候
段

處知行新ニ百石被下置候

段

関東江 御出元和九亥年ゟ

百弐拾五石高ニ被成候

右申上候板倉伊賀守殿ゟ

禁裏様御奥向ニ之御返書之後

御目代板倉周防守殿ゟ元和九亥年

九月十一日年貢米収納高知行被下候之

御下知状所持仕罷在候

一 高百弐拾五石 寛文五巳年十月

三日

厳有院様 御朱印頂戴仕

其後

御代々 御朱印頂戴仕来候

一 私先祖ゟ私迄代々

禁裏様執次役相勤候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

御代々　御朱印頂戴仕罷在候
一 私先祖ゟ私迄代々
禁裏様執次役相勤候
一 右之通
御代々　御朱印頂戴仕候ニ付
禁裏様御用ニ而之勤方地下
役儀御随身ニ不抱継目ゟ
御朱印頂戴仕候故を以
御並々之格ニ相心得罷在候
ニ付為冥加京都金地院
御宮拝礼并知恩院良正院
御仏詣仕候儀乍恐奉願上候
一 私儀者故施薬院法印宗真四男
ニ而所司代松平右京大夫殿法印役

御宮拝礼并知恩院表源院
御佛詣仕候処忠奉願上候

一 私儀去故施薬院法印宗真嫡男
ニ而所司代松平右京大夫殿江差出候
中土山治部少ゟ書付ニ而老
度者奉願候処宝暦七丑年二月
廿五日願之通被　仰付候事
右京大夫殿被仰渡ニ付治部少
書付ニ而被家督相続仕候以
恐多願之儀ニ御座候得共何卒
宜被仰渡被下候様奉願候以上

卯
四月　　土山駿河守　下

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一別紙奉願候趣是迄茂
再三上候儀ニ沙汰有候処延引ニ付
御沙汰相成候様仕候ニ付明和

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

口上覚

一 別紙奉願候趣是迄茂
申上候儀ニ御座候処延引ニ付
混沌罷承知仕候処私儀明和
四亥年十二月廿六日於
禁裏様家督無相違被
仰付難有別紙ニ茂申
上候通私儀右施薬院様ニ而
右従来家督相続仕候
為冥加右段
御宮拝礼仕度奉存候
其節ゟ御用多混ニ
御大礼ニ茂為其候ニ付江時節ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

御所司代土山殿への御機嫌伺

御やゝ　御朱印渡候儀ハ

不及手紙談ニ而相済旨

十月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

別紙願書之通去ル天明巳辰年
十一月廿四日御新賀代之伺関掛被
御安役中本務ニ相御御法當社
付茂
御當代御寄附御戴付難有奉存
久思程父事務上御願千事候年
御崇敬之御神前掛ニ御祈念
運拝当社小野方日記
元矢ハ御落ニ御社ニ尤御撰進度
寺社御奉献奉補候
御願奉願候以上

酉
十二月

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉願上口上書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

奉願上口上書

一 私先祖古山駿河守仕候
禁裏様御作事被為勤知行弐拾
石

台徳院様御朱印頂戴仕候
元和五未年九月十七日

禁裏様御奥向々其節ニ御新開代
被為仰付候ニ付
御出仕加増被成御朱印被下
知行新ニ百石被下置候処
関東江
御出元和九亥年新知合百弐拾
又石高ニ被成下候

一△御当代迄 御代々御朱印頂戴
仕来り寛永年中迄相勤候▽

一 寛永年中
御上洛之砌太知行高御由緒ニ付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

春[illegible]

一 私先祖大山駿河守仕候
禁裏様賄役相勤知行弐拾
石
台徳院様御朱印頂戴仕候
元和五未年九月十七日
禁裏様御奥向并其節之御所司代
板倉伊賀守殿江
仰出伊賀守殿御取次被成下
知行新ニ百石被下置候
関東江
仰出元和九亥年都合百弐拾石
右石高ニ被成下候
一△御当代迄 御代々御朱印頂戴
仕候直加之様職方相勤候▽
一 寛永年中
御上洛之節太知行弐百石出張之次
御所司代板倉周防守殿御在成
被下 先祖大山清蔵並壱人
御[illegible]

十一月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉願上口上書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉願上口上書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

十二月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

別紙之趣乍恐奉願候以書付申上候私
家之儀も古く
禁裏様御祈願所ニ而無住居以前より
御所司代御役宅江度々参
禁裏様江之御用向取次御通書
并ニ成下其外御用当時ニ而も
関東之儀年頭八朔暑寒等之初
御所司代御役宅江参上
一　於当寺紀元追年追　御役宅江罷出相招
有之候ニ付之内御合叙不相叶候ニ付猶合
右之通之儀ニ付　諸司役人拝式
御合叙等自紀之未叙御座候ニ付御
以前
禁裏様御薬御匕之内御殿師江

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

口上覚

私共之儀[illegible]

七月中旬[illegible]

土山淡路守

恐多願之儀ニ付申上候　私共年限年入依之

御目見御上之指御役之（御方様之）　御下

為賀加帝報金地院

御宮拝禮知恩院養源院

御佛詣仕度奉願上右ニ申上候通

新ニ御願筋御座候ニ付類例も無之（之右無御座候）

有之儀奉存候偏ニ願之通被

仰付候成下候様宜御沙汰御頼被成

奉願上候以上

戌九月
子十二月
中務

土山淡路守殿

口上覚

[illegible]

土山淡路守

奉願口上書

一 私先祖土山駿河守儀右ハ
禁裏様賄役相勤知行弐拾
五石
台徳院様御朱印頂戴仕在之
元和五未年九月十七日
禁裏様御奥向ニ付其節之御所司代
板倉伊賀守殿江被
仰出伊賀守殿御沙汰ニ而被成下
知行新ニ百石宛下置候旨
関東ゟ
被仰出元和九亥年ゟ都合百弐拾
五石高ニ被成下候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

関東え
御出元和九亥年ゟ都合百弐拾
文石高ニ而成下ル
一 其後
御代々御朱印頂戴仕居申候
一 寛永年中
御上洛之砌右知行之御朱印頂戴仕候
御判物代 板倉周防守殿御取成
被下 先祖本山法印寿老人
御目見え 御杯御時服頂戴
仕合申候御由緒之 難有奉存
先祖ゟ代々相違
禁裏様御祝儀御礼奉存上候以上
恐多願之儀ニ御座候得共私共無拠年久住居
御目見御上様之格之御役え 被下
為真加茂都全地院
御宮拝礼 知恩院養源院
御佛詣仕度奉願上候右之中上山園

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]

御所方申上候

一 私儀揚屋文右衛門 明和六丑年三月十八日
御所方[illegible]先帝[illegible]勤切米中清役ニ付
臣 御切米[illegible]人相揚[illegible]罷出
安永三午年八月廿二日揚屋文右衛門跡役
見習ニ付　御所方御切米[illegible]
同九申年三月六日[illegible]役[illegible]
御所方同七戌年十二月[illegible]之人相揚[illegible]
[illegible]同八亥年十一月[illegible]
先帝御用之節御用掛り[illegible]
寛政元丑年[illegible]月[illegible]文殿[illegible]
病身[illegible]御役[illegible]御用向[illegible]
親[illegible]前[illegible]御[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

之趣　御沙汰之趣被為在候ニ付御治定

中川寄

掛り役所延宝年中已来続書し
御用日記御役所ニ有之被差出候様
彼年之後全ク私一分ニ而御用
之節之内取計為在候人数ニ
跡役所へ中井主水方へ相渡し
御用之儀ニ付右之後定而修理
小破等之義ニ而其之人ニ為知候事
ニ添り差支不候右之節相移候
之儀達
御所々ニ而御沙汰ニ付御在番衆銀子被仰付候
同年三月廿日
新造内裏御普請御用取扱之
御材木差当り御所並御在番衆人相付候
右之通御修理並差出相勤候
寺沢其余　御用向――――無言候
御修理方ヨリ申上候差上申候

七月

土山淡路守

之輪之内外輪為見分罷越候人数并ニ
職人共取扱中井主水ニ而令吟味之
御用ニ相成候ニ付右ヶ所修復定所修理
小破損之節者年々其人数ニ而相勤来
右除ケ難尽不残右之節相勤候
之振遣
御所向御修復之節御修理入銀相改候
同年三月廿日
新造内裏御構内御用部屋之
御寸法五常ニ而御修理之入相改候
右之通以御修理入念兼帯相勤理
幸其余御用向不勤候
御修理所之上古格取扱之義被之
七月
木山淡路守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

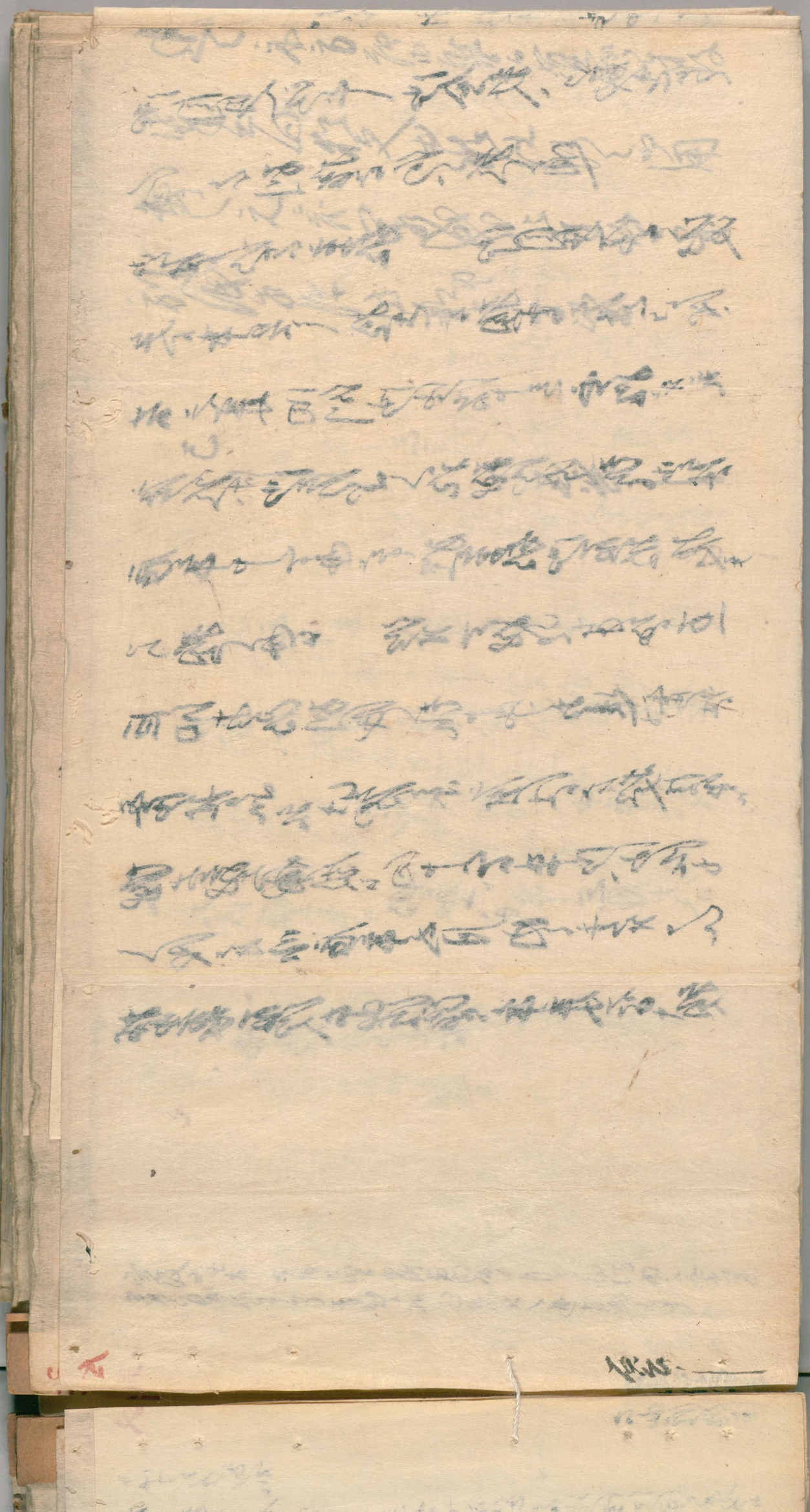

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

小九月
未七日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

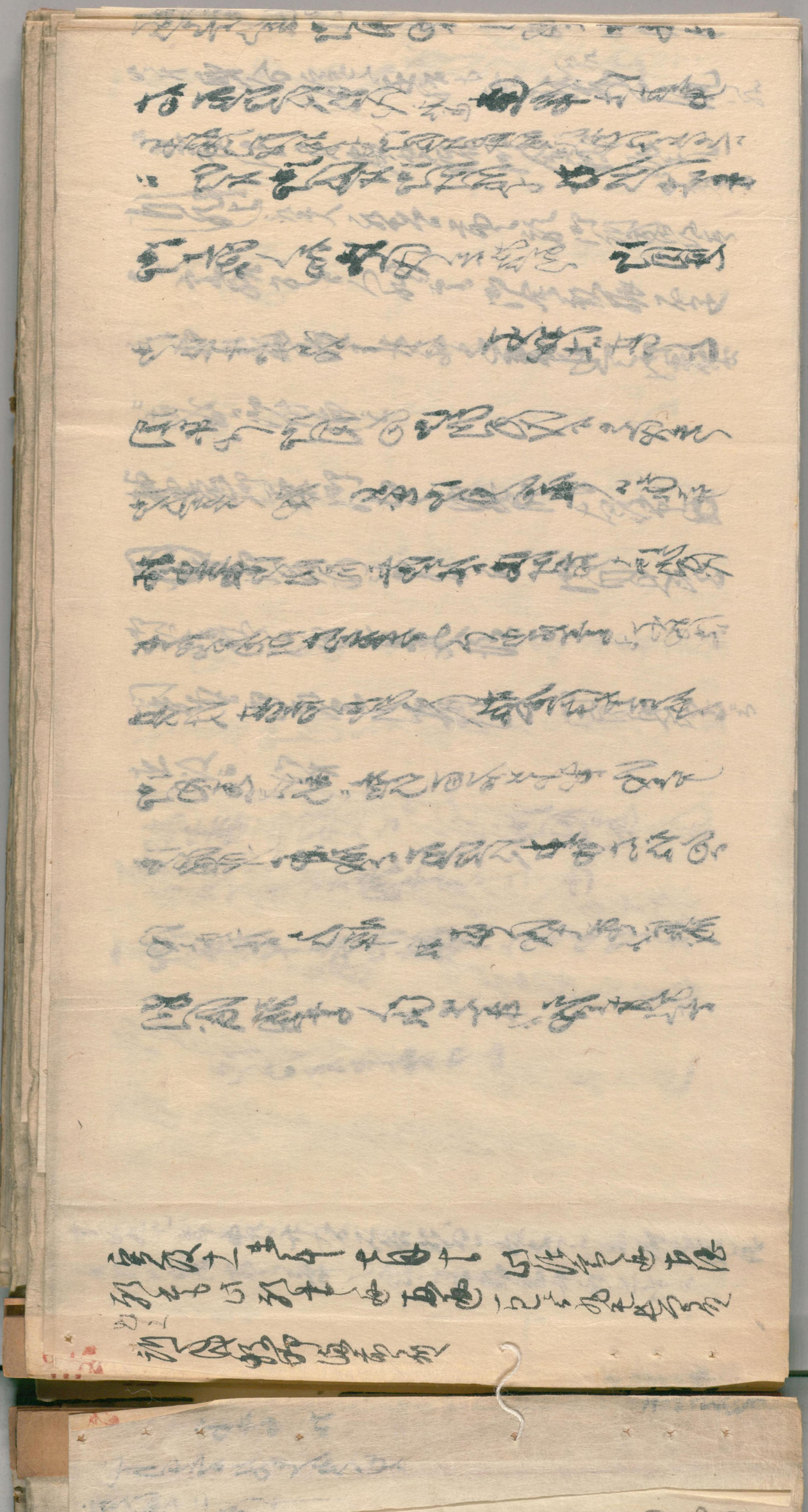

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91